

令和5(2023)年度生活バス路線指定申請書  
(関東自動車株式会社)

令和4(2022)年9月  
栃木県生活交通対策協議会

申請 番号	指定を受けようとする路線の概要					指定を受けようとする路線の運行計画									
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由する市町村	主な利用 者及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1回)	実車走 行キロ (km)	単一市町村内 の広域的な移動 需要への対応状況	他の公共交通との ネットワーク状況	需要への 対応	具体的な 数値目標	
		起点	主な経由地	終点											
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅西口	徳次郎	日光東照宮	宇都宮市 日光市	39.1	365	4.3	124,377.1		宇都宮駅、東武宇都宮線 日光駅、JR日光線 宇都宮市地域内交通	あり	173人/日		
第2号	宇都宮駅・篠井・日光東照宮	宇都宮駅西口	篠井タウン	日光東照宮	宇都宮市 日光市	41.1	365	2.1	64,732.5		宇都宮駅、東武宇都宮線 日光駅、JR日光線 宇都宮市地域内交通	あり	76人/日		
第3号	宇都宮駅・篠井・JR日光駅	宇都宮駅西口	篠井タウン	JR日光駅	宇都宮市 日光市	38.8	121	0.3	9,724.2		宇都宮駅、東武宇都宮線 日光駅、JR日光線 宇都宮市地域内交通	あり	9人/日		
第4号	宇都宮駅・JR日光駅	宇都宮駅西口	徳次郎	JR日光駅	宇都宮市 日光市	36.8	121	0.6	16,585.1		宇都宮駅、東武宇都宮線 日光駅、JR日光線 宇都宮市地域内交通	あり	19人/日		
第5号	宇都宮駅・今市車庫	宇都宮駅西口	徳次郎	今市車庫	宇都宮市 日光市	31.4	294	1.0	24,534.8		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	47人/日		
第6号	宇都宮駅・篠井・今市車庫	宇都宮駅西口	篠井タウン	今市車庫	宇都宮市 日光市	33.4	365	4.2	104,575.4		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	150人/日		
第7号	宇都宮駅・船生	宇都宮駅西口	徳次郎	船生	宇都宮市 日光市・塩谷町	30.9	365	7.1	160,865.4		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	263人/日		
第8号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	宇都宮駅西口	荒針	鹿沼営業所	宇都宮市 鹿沼市	20.1	365	6.5	104,000.0		宇都宮駅、東武宇都宮線 JR鹿沼駅 鹿沼市地域内交通	あり	216人/日		
第9号	宇都宮駅・運転免許センター・榎木車庫	宇都宮駅西口	運転免許C	榎木車庫	宇都宮市 鹿沼市	21.3	365	6.0	104,000.0		宇都宮駅、東武宇都宮線 JR鹿沼駅 鹿沼市地域内交通	あり	133人/日		
第10号	宇都宮駅・石橋駅	宇都宮駅西口	一里	石橋駅	宇都宮市 下野市・上三川町	16.0	365	11.4	104,000.0		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	322人/日		
第11号	駒生営業所・玉生車庫	駒生営業所	今里	玉生車庫	宇都宮市 塩谷町	34.5	365	3.0	104,000.0		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	247人/日		
第12号	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所	田原	今里	宇都宮市	22.8	365	4.0	104,000.0	宇都宮駅	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	201人/日		
第13号	駒生営業所・屋根・上三川車庫	駒生営業所	屋根運動場	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	22.6	365	4.5	74,806.0		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	172人/日		
第14号	駒生営業所・健康の森・上三川車庫	駒生営業所	健康の森	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	23.4	244	0.6	11,419.2		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	19人/日		
第15号	駒生営業所・本郷台西行	駒生営業所	東高校	本郷台西行	宇都宮市 上三川町	21.6	365	5.4	86,140.8		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	231人/日		
第16号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	西原車庫	ベルモール	真岡営業所	宇都宮市 真岡市	29.0	365	11.3	242,360.0		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通 真岡市地域内交通	あり	417人/日		
第17号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	宇都宮市 芳賀町・真岡市	31.3	365	4.5	104,917.6		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通 真岡市地域内交通	あり	158人/日		
第18号	宇都宮東武・益子駅前	宇都宮東武	東高橋	益子駅前	宇都宮市・芳賀町 市貝町・益子町	31.0	365	3.2	73,718.0		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通 益子駅	あり	161人/日		
第19号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	宇都宮市・芳賀町 市貝町・益子町	32.6	365	5.9	213,530.0		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通 益子駅	あり	330人/日		
第20号	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	氏家駅前	喜連川	馬頭車庫	さくら市 那須烏山市・那珂川町	31.5	365	6.0	138,096.0		JR氏家駅 さくら市コミュニティバス 那珂川町コミュニティバス	あり	120人/日		
第21号	西那須野駅・馬頭車庫	西那須野駅東口	倉骨	馬頭車庫	那須塩原市 大田原市・那珂川町	31.6	365	5.3	134,995.2		JR西那須野駅 大田原市コミュニティバス 那須塩原市地域内交通	あり	216人/日		
第22号	西那須野駅・五峰の湯	西那須野駅東口	福祉大	五峰の湯	那須塩原市 大田原市	23.2	365	5.1	86,768.0		JR西那須野駅 大田原市コミュニティバス 那須塩原市地域内交通	あり	159人/日		
第23号	大田原市役所・五峰の湯	大田原市役所	福祉大	五峰の湯	大田原市	22.5	361	6.4	106,110.0	那須塩原市 無明高校	大田原市コミュニティバス	あり	159人/日		
第24号	那須塩原駅・那須湯本温泉	那須塩原駅西口	黒磯駅	那須湯本温泉	那須塩原市 那須町	4.4	365	18.0	320,616.0		JR那須塩原駅 JR黒磯駅 那須塩原市コミュニティバス 那須塩原市地域内交通	あり	261人/日		
第25号	宇都宮駅東口・上野田地・岡本駅西口	宇都宮駅東口	東町	岡本駅西口	宇都宮市	8.9	365	22.2	144,820.8	宇都宮駅 JR岡本駅	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	317人/日		
第26号	宇都宮駅・石那田	宇都宮駅西口	徳次郎	石那田	宇都宮市	17.1	365	6.9	87,261.3	宇都宮駅 東武宇都宮線	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	180人/日		
第27号	宇都宮駅・仁良塚・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	仁良塚	ろまんちっく村	宇都宮市	12.9	365	9.4	88,739.1	宇都宮駅 文星女子学院	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	197人/日		
第28号	宇都宮駅・關西中・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	關西中学校前	ろまんちっく村	宇都宮市	12.1	365	0.8	7,925.5	宇都宮駅 作新学院	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	24人/日		
第29号	宇都宮駅・榎木車庫	宇都宮駅西口	上石川	榎木車庫	宇都宮市 鹿沼市	16.7	365	3.4	42,217.6		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	69人/日		
第30号	宇都宮駅・文教・石橋駅	宇都宮駅西口	文教	石橋駅	宇都宮市 下野市・上三川町	16.7	361	4.2	52,058.9		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通 下野市地域内交通	あり	138人/日		
第31号	石橋駅・おもちやのまち駅・彌生大病院線	石橋駅	おもちやのまち駅	彌生大病院前	下野市 壬生町	7.7	365	8.0	44,998.8		石橋駅 おもちやのまち駅	あり	65人/日		
第32号	駒生営業所・健康の森・玉生車庫	駒生営業所	健康の森	玉生車庫	宇都宮市 塩谷町	35.3	244	1.0	25,839.6		宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	55人/日		
第33号	駒生営業所・健康の森・今里	駒生営業所	健康の森	今里	宇都宮市	23.6	365	1.0	17,275.2	宇都宮駅 東武宇都宮線 作新学院	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	60人/日		
第34号	駒生営業所・健康の森・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	健康の森	宝井・グリーンタウン	宇都宮市	23.8	365	0.0	5,807.2	宇都宮駅 東武宇都宮線 作新学院	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	9人/日		
第35号	駒生営業所・健康の森・田原・グリーンタウン	駒生営業所	健康の森	田原・グリーンタウン	宇都宮市	21.7	244	0.0	5,294.8	宇都宮駅 東武宇都宮線 作新学院	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	12人/日		
第36号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	上宝井	宝井・グリーンタウン	宇都宮市	23.0	365	2.4	41,354.0	宇都宮駅 東武宇都宮線 作新学院	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	109人/日		
第37号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原小学校	田原・グリーンタウン	宇都宮市	23.0	365	0.0	46,732.4	宇都宮駅 東武宇都宮線 作新学院	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	32人/日		
第38号	駒生営業所・健康の森・越戸・柳田車庫	駒生営業所	健康の森	柳田車庫	宇都宮市	19.0	365	0.0	33,348.0	宇都宮駅 東武宇都宮線 作新学院	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	237人/日		
第39号	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	宇都宮駅東口	中平出	柳田車庫	宇都宮市	6.3	361	1.7	8,202.6	宇都宮駅	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	21人/日		
第40号	宇都宮駅東口・ベルモール・柳田車庫	宇都宮駅東口	ベルモール	柳田車庫	宇都宮市	7.2	361	1.7	9,374.4	宇都宮駅	宇都宮駅、東武宇都宮線 宇都宮市地域内交通	あり	33人/日		

別紙2のとおり

申請 番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画									
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由 する市町村	主な利用 者及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1回)	実車走行 キロ (km)	甲一市町村内運行の場合の 広域的な移動需要への 対応状況	他の公共交通との ネットワーク状況	需要への 対応	具体的な 数値目標
		起点	主な経由地	終点										
第41号	駒生営業所・インターパーク・上三川車庫	駒生営業所	インター南	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町		26.9	361	2.1	42,324.8	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	53人/日
第42号	駒生営業所・東汗	駒生営業所	東高校	東汗	宇都宮市 上三川町		18.7	365	3.6	50,078.6	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅		あり	160人/日
第43号	駒生営業所・緑の郷・瑞穂野団地	駒生営業所	緑の郷入口	瑞穂野団地	宇都宮市		17.2	365	5.0	62,885.2	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院 宇都宮市地域内交通		あり	228人/日
第44号	駒生営業所・健康の森・本郷台西汗	駒生営業所	健康の森	本郷台西汗	宇都宮市		22.4	244	0.3	5,660.8	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院 宇都宮市地域内交通		あり	19人/日
第45号	駒生営業所・瑞穂野団地	駒生営業所	東高校	瑞穂野団地	宇都宮市		15.0	365	3.4	92,317.6	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院 宇都宮市地域内交通		あり	280人/日
第46号	宝木団地・白沢河原	宝木団地	前原	白沢河原	宇都宮市		17.4	365	9.2	117,658.8	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	371人/日
第47号	宝木団地・奈坪台・白沢河原	宝木団地	奈坪台中央	白沢河原	宇都宮市		18.7	365	1.6	25,039.3	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	60人/日
第48号	細谷車庫・白沢河原	細谷車庫	前原	白沢河原	宇都宮市		16.5	365	6.6	79,343.5	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	236人/日
第49号	宇都宮駅・六道・西川田東	宇都宮駅西口	六道	西川田東(江曾島)	宇都宮市		8.7	365	6.7	42,734.4	JK宇都宮駅 JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	149人/日
第50号	宇都宮駅・総合スポーツ・雀宮駅	宇都宮駅西口	運動公園東	雀宮駅	宇都宮市		10.3	365	4.0	30,222.0	JK宇都宮駅 JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	57人/日
第51号	宇都宮駅・六道・総合運動公園西	宇都宮駅西口	六道	総合運動公園西	宇都宮市		9.0	365	7.6	50,393.4	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	132人/日
第52号	宇都宮駅・越戸・柳田車庫	宇都宮駅西口	越戸	柳田車庫	宇都宮市		7.0	244	0.6	3,416.0	JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	3人/日
第53号	宇都宮駅・富士見ヶ丘団地	宇都宮駅西口	宇商高	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		5.2	365	8.0	30,376.4	JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	113人/日
第54号	駒生営業所・富士見ヶ丘団地	駒生営業所	宇商高	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		11.7	365	9.1	78,042.2	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院 宇都宮市地域内交通		あり	300人/日
第55号	駒生営業所・竹林・済生会病院・富士見ヶ丘	駒生営業所	済生会	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		13.8	365	5.8	58,681.2	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院 宇都宮市地域内交通		あり	221人/日
第56号	駒生営業所・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	駒生営業所	竹林十文字	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		12.7	365	4.6	43,007.4	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院 宇都宮市地域内交通		あり	174人/日
第57号	宇都宮駅・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	宇都宮駅西口	竹林十文字	富士見ヶ丘団地	宇都宮市		6.2	290	1.1	5,176.0	JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	14人/日
第58号	宇都宮駅・西塙田・宝木団地	宇都宮駅西口	西塙田町	宝木団地	宇都宮市		7.5	361	5.7	31,500.0	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	81人/日
第59号	石橋駅・真岡営業所	石橋駅	上三川車庫	真岡営業所	下野市 上三川町・真岡市		18.5	365	9.4	128,084.3	JK石橋駅 真岡市地域内交通		あり	168人/日
第60号	宇都宮駅・県庁・市役所・宇都宮市内循環線	宇都宮駅西口	県庁倉前	宇都宮駅西口	宇都宮市		5.9	361	9.3	20,065.9	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	91人/日
第61号	宇都宮駅・市役所・宇都宮市内循環線	宇都宮駅西口	オリオン通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		5.7	121	0.4	894.9	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	1人/日
第62号	雀宮駅・さつき団地・西川田駅東口	雀宮駅	さつき団地	西川田駅東口	宇都宮市		8.1	365	9.3	55,177.2	JK雀宮駅 東武西川田駅 宇都宮市地域内交通		あり	69人/日
第63号	宇都宮駅・西の宮団地	宇都宮駅西口	三の沢	西の宮団地	宇都宮市		7.0	365	5.9	30,822.6	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	99人/日
第64号	宇都宮駅・シンボルロード・県庁・宇都宮市	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		5.6	290	7.5	15,467.2	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	52人/日
第65号	宇都宮駅・シンボルロード・宇都宮市内循環線	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		5.4	46	0.1	248.4	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	2人/日
第66号	西原車庫・真岡営業所	西原車庫	石法寺	真岡営業所	宇都宮市 真岡市		27.6	365	3.8	77,832.0	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 真岡市地域内交通		あり	173人/日
第67号	西原車庫・宇大前・ベルモール	西原車庫	宇都宮大学	ベルモール	宇都宮市		8.5	365	9.0	56,380.5	JK宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	198人/日
第68号	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	宇都宮駅東口	ベルモール	海星学院	宇都宮市		10.9	361	2.8	22,606.6	東武宇都宮駅 JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	79人/日
第69号	氏家駅前・フィオーレ喜連川・びゅうフォレスト北	氏家駅前	喜連川	びゅうフォレスト北	さくら市		15.2	565	3.0	33,288.0	JR氏家駅 さくら市デマンド交通		あり	19人/日
第70号	西那須野駅・大田原中学校	西那須野駅東口	トコトコ大田原	大田原中学校前	那須塩原市 大田原市		6.8	290	2.4	12,240.0	JK西那須野駅 大田原市営バス		あり	29人/日
第71号	西那須野駅・黒羽郵便局	西那須野駅東口	福祉大	黒羽郵便局前	那須塩原市 大田原市		15.5	365	4.1	46,407.0	JK西那須野駅 大田原市営バス		あり	72人/日
第72号	西那須野駅・赤十字・黒羽郵便局	西那須野駅東口	那須赤十字	黒羽郵便局前	那須塩原市 大田原市		20.3	290	0.3	5,887.0	JK西那須野駅 大田原市営バス		あり	6人/日
第73号	西那須野駅・赤十字・五峰の湯	西那須野駅東口	那須赤十字	五峰の湯	那須塩原市 大田原市		28.0	290	0.3	8,120.0	JK西那須野駅 大田原市営バス		あり	1人/日
第74号	西那須野駅・国際医療福祉大	西那須野駅東口	トコトコ大田原	国際医療福祉大前	那須塩原市 大田原市		9.6	561	4.9	34,944.0	JK西那須野駅 大田原市営バス		あり	10人/日
第75号	西那須野駅・大高前・那須赤十字病院	西那須野駅東口	大高前	那須赤十字病院	那須塩原市 大田原市		5.5	290	4.5	18,128.0	JK西那須野駅 大田原市営バス		あり	11人/日
第76号	大田原市役所・黒羽郵便局	大田原市役所	福祉大	黒羽郵便局前	大田原市		14.8	290	0.3	4,292.0	国際医療福祉大 大田原市営バス		あり	11人/日
第77号	黒田原駅前・芦野・伊王野	黒田原駅前	芦野	上町(伊王野)	那須町		10.6	365	4.0	31,098.0	JK黒田原駅 大田原市営バス		あり	11人/日
第78号	那須塩原駅・黒磯駅・板室温泉	那須塩原駅西口	戸田	板室温泉	那須塩原市		26.3	365	4.5	56,790.0	那須塩原駅 香濃温泉駅		あり	62人/日
第79号	宇都宮駅東口 都宮駅東口	宇都宮駅東口	東峰町	宇都宮駅東口	宇都宮市		10.6	365	3.5	13,886.0	JK宇都宮駅 宇都宮市地域内交通		あり	24人/日
第80号	宇都宮駅東口 上野団地・和久	宇都宮駅東口	岡本駅西口	和久	宇都宮市		11.7	361	1.9	16,894.8	JK宇都宮駅 JR和久駅 宇都宮市地域内交通		あり	29人/日

別紙2のとおり

## 【主な利用者及び運行目的】

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	
第2号	宇都宮駅・篠井・日光東照宮	
第3号	宇都宮駅・篠井・JR日光駅	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・日光市立野口小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため
第4号	宇都宮駅・JR日光駅	
第5号	宇都宮駅・今市車庫	
第6号	宇都宮駅・篠井・今市車庫	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・日光市立野口小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため
第7号	宇都宮駅・船生	1. 日光街道・船生街道沿線に住まう宇都宮市民・日光市民・塩谷町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第8号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	1. 大谷街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立鹿沼東高校までの通学のため 3. 鹿沼市内の旧厚生年金福祉施設（ニューサンピア栃木）への来訪者のため
第9号	宇都宮駅・運転免許センター 榑木車庫	1. 榑木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 運転免許センター来訪者のため
第10号	宇都宮駅・石橋駅	1. 石橋・雀宮地区からの市街地への通勤・通学のため 2. 宇都宮市内中心部及び石橋駅から石橋総合病院への通院のため
第11号	駒生営業所 玉生車庫	1. 玉生街道沿線に住まう宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第12号	駒生営業所・田原 今里	1. 玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第13号	駒生営業所 屋板・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第14号	駒生営業所・健康の森・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第15号	駒生営業所・本郷台西汗	1. 夢沼街道沿線及び本郷台団地に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・宇都宮東高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第16号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第17号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第18号	宇都宮東武・益子駅前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため
第19号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第20号	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	1. 氏家駅へのアクセスのため 2. さくら清修高校・馬頭高校への通学のため
第21号	西那須野駅・馬頭車庫	1. 那珂川町内から西那須野駅へのアクセスのため 2. 馬頭高校・大田原女子高校への通学のため
第22号	西那須野駅・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため
第23号	大田原市役所・五峰の湯	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第24号	那須塩原駅・那須湯本温泉	1. 那須街道沿線住民の黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 観光二次交通のため
第25号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第26号	宇都宮駅・石那田	1. 日光街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立富屋特別支援学校までの通学のため
第27号	宇都宮駅・仁良塚・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. ろまんちっく村への来訪者のため
第28号	宇都宮駅・陽西中・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. ろまんちっく村への来訪者のため
第29号	宇都宮駅・榑木車庫	1. 榑木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第30号	宇都宮駅・文我・石橋駅	1. 石橋・雀宮地区からの市街地への通勤・通学のため 2. 宇都宮市内中心部及び石橋駅から石橋総合病院への通院のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第31号	石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	1. 石橋駅・おもちゃのまち駅から獨協医科大学への通院・来訪者のため 2. 羽生田上衛生線沿線住民の石橋駅・おもちゃのまち駅までの通勤・通学のため
第32号	駒生営業所・健康の森・玉生車庫	1. 玉生街道沿線に住まう宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第33号	駒生営業所・健康の森・今里	1. 玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第34号	駒生営業所・健康の森・宝井・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第35号	駒生営業所・健康の森・田原・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第36号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校（特に、宝井地区）までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第37号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第38号	駒生営業所・健康の森・越戸・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線及び越戸地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第39号	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	1. 旧柳田街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・産業技術大学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第40号	宇都宮駅東口・ベルモール・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第41号	駒生営業所・インターパーク・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 宇都宮市・上三川町からインターパークへの来訪者のため
第42号	駒生営業所・東汗	1. 夢沼街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第43号	駒生営業所・緑の郷・瑞穂野団地	1. 瑞穂野団地地区から中心市街地への通勤・通院のため 2. 瑞穂野地区及び中心市街地から東高校や作新学院への通学
第44号	駒生営業所・健康の森・本郷台西汗	1. 夢沼街道沿線及び本郷台団地に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第45号	駒生営業所・瑞穂野団地	1. 瑞穂野団地地区から中心市街地への通勤・通院のため 2. 瑞穂野地区及び中心市街地から東高校や作新学院への通学
第46号	宝木団地・白沢河原	1. 白沢街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第47号	宝木団地・奈坪台・白沢河原	1. 白沢街道沿線及び奈坪台団地に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第48号	細谷車庫・白沢河原	1. 白沢街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第49号	宇都宮駅・六道・西川田東	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第50号	宇都宮駅・総合スポーツ・雀宮駅	1. 今宮地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・雀宮駅への通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第51号	宇都宮駅・六道・総合運動公園西	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第52号	宇都宮駅・越戸・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線及び越戸地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第53号	宇都宮駅・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第54号	駒生営業所・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第55号	駒生営業所・竹林・済生会病院・富士見ヶ丘	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 済生会病院への通院・来訪者のため
第56号	駒生営業所・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第57号	宇都宮駅・竹林十文字・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第58号	宇都宮駅・西崎田・宝木団地	1. 若草・戸祭地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・通学・買物のため 2. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. とちぎ福祉プラザ等の沿線公共施設への来訪者のため
第59号	石橋駅・真岡営業所	1. 下野市・真岡市に住まう市民の真岡市街地区及び石橋駅への通勤通学のため
第60号	宇都宮駅・県庁・市役所 宇都宮市内循環線	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第61号	宇都宮駅・市役所・宇都宮市内循環線	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため

申請番号	運行系統名	主な利用者 運行目的
第62号	雀宮駅・さつき団地・西川田駅東口	1. さつき団地に住まう市民の雀宮駅及び西川田駅への通勤・買物のため 2. 沿線の地域医療機構うつのみや病院または雀宮駅・西川田駅から鉄道に乗り換え、他エリアの病院への通院のため
第63号	宇都宮駅 西の宮団地	1. 西の宮団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅への通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第64号	宇都宮駅 シンボルロード・県庁・宇都宮市	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第65号	宇都宮駅・シンボルロード・宇都宮市内循環	
第66号	西原車庫・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第67号	西原車庫・宇大前・ベルモール	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. ベルモールへの来訪者のため
第68号	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第69号	氏家駅前・フィオーレ喜連川・びゅうフォレスト北	1. 氏家駅へのアクセスのため
第70号	西那須野駅・大田原中学校	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第71号	西那須野駅・黒羽郵便局	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第72号	西那須野駅・赤十字・黒羽郵便局	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 那須赤十字病院への通院のため
第73号	西那須野駅・赤十字・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 那須赤十字病院への通院のため
第74号	西那須野駅・国際医療福祉大	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第75号	西那須野駅・大高前・那須赤十字病院	1. 那須赤十字病院への通院・来訪者のため
第76号	大田原市役所・黒羽郵便局	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第77号	黒田原駅前・芦野・伊王野	1. 那須高校への通学のため 2. 伊王野地区から黒田原駅へのアクセスのため
第78号	那須塩原駅・黒磯駅・板室温泉	1. 戸田・青木付近からの黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 板室温泉利用者のため
第79号	宇都宮駅東口・東峰町・宇都宮駅東口	1. 東峰・卸団地地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため
第80号	宇都宮駅東口・七野団地・和久	1. 岡本・和久地区から宇都宮中心市街地への通勤・通学のため

令和5(2023)年度生活バス路線指定申請書  
(ジェイアールバス関東株式会社)

令和4(2022)年9月  
栃木県生活交通対策協議会

申請番号	指定を受けようとする系統の概要			指定を受けようとする系統の運行計画										
	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 主な経由地	終点	当該系統が経由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1回)	実車走行キロ (km)	単一市町村内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標
第1号	塩原本線	西那須野駅	関谷信	塩原温泉 バスターミナル	那須塩原市	通勤・通学・買い物等	21.8	365	10.6	169302	国際医療福祉大学那須キャンパス・那須塩原高校・ヨーロッパ・ユニバーサル・イオンタウン	西那須野駅・那須塩原市 バス塩原・上三依線	あり	増収額1%
第2号														
第3号														
第4号														
第5号														
第6号														
第7号														
第8号														
第9号														
第10号														



令和5(2023)年度生活バス路線指定申請書  
(日光交通株式会社)

令和4(2022)年9月  
栃木県生活交通対策協議会

申請 番号	指定を受けようとする系統の概要										指定を受けようとする系統の運行計画				
	運行系統名	運行系統		当該系統が経 出する市町村	主な利用者 及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1 回)	実車走行 キロ (km)	一市町村内運行の 場合の広域的な移動 需要への対応状況	他の公共交通との ネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標		
		起点	主な経由地											終点	
第1号	鬼怒川線 (Y-1) 経由 (往・終点)	鬼怒川 温泉駅	東武ワールド スクウェア ・下今市駅	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等の ため	17.9	95	1.4	18,705.5	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校 日光市役所 イオン今市店	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	27人/日		
第2号	鬼怒川線 (直通下今市終 点)	鬼怒川 温泉駅	JR今市駅	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等の ため	15.1	365	1.4	15,341.6	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	23人/日		
第3号	鬼怒川線 (直通(往) 終点)	鬼怒川 温泉駅	下今市駅	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等の ため	17.5	365	6.4	82,337.5	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校 日光市役所 イオン今市店	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	120人/日		
第4号	鬼怒川線 (Y-1) 経由 下今市終点)	鬼怒川 温泉駅	東武ワールド スクウェア ・JR今市駅	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等の ため	15.5	95	0.3	2,945.0	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	4人/日		
第5号	鬼怒川線 (日光医療 セカ終点)	鬼怒川 温泉駅	下今市駅	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等の ため	19.9	270	1.2	17,512.0	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校	鬼怒川温泉駅 JR今市駅 東武下今市駅 日光市営バス 小百線・下野大沢線・ 大渡線・温泉線・下小 林線・下今市線	あり	26人/日		
第6号															
第7号															
第8号															
第9号															
第10号															

# 地域間幹線系統確保維持改善計画 (日光交通株式会社)

令和4(2022)年9月  
栃木県生活交通対策協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・ 電車通学等が不可能な児童の地域内小学校への輸送
- ・ 商業施設及び医療機関等への輸送  
(特に高齢者に対する移動手段の確保)
- ・ 交通弱者に対する市街地、駅等への輸送

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

- ・ 新たに下記のような取組を実施することなどにより1日平均200名の利用を目標とする。

利用者数の目標

200名/日

生産性向上の取組

利用客に沿線商業施設において特典を付与するなどの沿線商業施設と連携した取組のほか、QRコード決済などを導入し、利用の促進を図る。

また、2023年1月に予定されている沿線大型病院の移転に伴い系統を新設し、患者の通院及び医療従事者の通勤での利用者増加を見込む。

生産性向上の取組について

路線名	事業者名	関係市町村	生産性向上に向けた具体的な取組内容				R3 輸送量	R3 平均 乗車 密度	バス系統として維持する理由 (個別具体的な理由)
			実施内容	想定される 実施主体	効果目標	実施時期			
1 鬼怒川温泉駅～下今市駅 ～イオン今市	日光交通㈱	日光市 (旧藤原町、 旧今市市)	現在(これまでの)取組 ①運転免許自主返納者支援事業	日光市 日光交通㈱	収支改善率1% 以上を目指す。	平成25年度～	10.5	1.0	今市地域と藤原地域を結ぶ路線であることに加え、沿線には病院や商業施設、小学校もあり、高齢者の通院や買い物、小学生の通学の重要な足となっているため。
			②企画乗車券「今市・鬼怒川1日フリーパス」の発売 ③企画乗車券「今市・鬼怒川1日フリーパス」のモバイルチケットでの販売 ④運行経路の見直し(延長) ⑤沿線商業施設との連携によるバス利用者への特典(優待券・割引券)の付与 ⑥沿線商業施設(イオン今市店)での企画乗車券「今市・鬼怒川1日フリーパス」の販売	日光交通㈱ 日光交通㈱ 日光交通㈱ 日光交通㈱	紙・モバイルを合わせて、年間販売枚数600枚を目指す。(月平均50枚) 収支改善率1%以上を目指す。 収支改善率1%以上を目指す。	平成30年4月販売開始 令和3年2月販売開始 令和2年10月実施 令和3年10月実施 令和3年10月実施			
			今後の取組 ①QRコード決済の導入 ②沿線大型病院(獨協大学日光医療センター)の移転に伴う運行経路の見直し	日光交通㈱ 日光交通㈱	収支改善率1%以上を目指す。 収支改善率1%以上を目指す。	令和4年10月予定 令和5年1月予定			PayPay・auPAY・メルペイ・d払いなどを導入予定。 移転に伴う利用客の減少を防ぐとともに、病院従業員の利用などを見込み病院移転先に1日2往復程度の乗り入れを予定。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)  
 「令和6年度、令和7年度については、令和4年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
栃木県 (日光市)	日光交通株式会社	(1) 鬼怒川線(1)	1,949.5	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			1,949	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することでも足りるものとす。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)  
 「令和6年度、令和7年度については、令和4年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名	日光交通株式会社
------	----------

令和5年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	33,326千円	営業外収益	38,962千円	経常収益(イ)	72,288千円	
	営業費用	123,471千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	123,471千円	
	営業損益	△ 90,145千円	営業外損益	38,962千円	経常損益	△ 51,183千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	281,384.0 km					経常収支率	58.54 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	59,361千円	営業外収益	14,554千円	経常収益(イ)	73,915千円	
	営業費用	138,279千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	138,279千円	
	営業損益	△ 78,918千円	営業外損益	14,554千円	経常損益	△ 64,364千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	398,283.2 km					経常収支率	53.45 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	112,258千円	営業外収益	1,712千円	経常収益(イ)	113,970千円	
	営業費用	148,150千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	148,150千円	
	営業損益	△ 35,892千円	営業外損益	1,712千円	経常損益	△ 34,180千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	530,397.5 km					経常収支率	76.92 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北関東	279円 31銭	347円 18銭	438円 79銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 $\text{ホ}$	キロ当たり経常費用 $\text{ニ}$ と $\text{ホ}$ のいずれか少ない額 $\text{ヘ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北関東	355円 09銭	332円 42銭	332円 42銭	256円 90銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率				
			起点	主な経由地	終点				計画運行日数	往 . Km (平均)			復 . Km (平均)	往 . Km (平均)					復 . Km (平均)	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	ル ÷ チ
北関東	第1号	無	鬼怒川線	鬼怒川温泉駅	下今市駅 (イオン市)	365	日	3918 (10.7)	回	1.0	10.7	人	往 17.5Km (平均)	復 17.5Km	往 0.0Km (平均)	復 0.0Km	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	往 . Km (平均)	復 . Km (平均)	100%	100%
													往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	%		
													往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	%		
合計	系統																					

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 $(\text{チ}-(\text{リ}+\text{ヌ})) \div \text{チ} = \text{ヲ}$	計画実車走行キロ $\text{ワ}$	補助対象経常費用の見込額 $\text{ヘ} \times \text{ワ}$ 以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 $(\text{d}+\text{e}+\text{f})/3 = \text{ノ}$	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 $\text{ノ} \times \text{ワ}$ 以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 $\text{カ} - \text{ヨ} = \text{タ}$	補助対象経費の限度額 $\text{カ} \times 9/20 = \text{レ}$	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 $\text{ソ}$						
							基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間											
							経常収益 $\text{ヤ}$	実車走行キロ $\text{マ}$	経常収益 $\text{ヤ}'$	実車走行キロ $\text{マ}'$	経常収益 $\text{ヤ}$	実車走行キロ $\text{マ}$										
北関東	第1号	無	100%	136,841.6km	45,488,884円	115円 02銭	12,191,244円	136,192.4km	89円 51銭	14,787,197円	118,579.8km	124円 70銭	17,127,746円	130,872.4km	130円 87銭	15,739,520円	29,749,364円	20,469,997円	20,469,997円			
							円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
							円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
合計																						

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関東	第1号	無	20,469,997 円	20,469,997 円	3,899,047 円	3,899 千円	1,949.5 千円	32,851,563 円	30,902,063 円	1,949,500円	6.31%	9,279,366円	30.03%	0 円	0 %	19,673,197円	63.66%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			20,469,997 円	20,469,997 円	3,899,047 円	3,899 千円	1,949 千円	32,851,563 円	30,902,063 円	1,949,500円	6.31%	9,279,366円	30.03%	0 円	0 %	19,673,197円	63.66%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正正則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要



## 住民意見について

市町村名    日光市

実施内容(例)		実施日	意見やアンケート結果
例 1	市役所、地区センター及び出張所、ホームページ等において、市民からの要望、苦情等の意見を聴取	通年	<p>(1)全体への意見                      ①バスの路線図、時刻表をもっとわかりやすくしてほしい。                      ②乗り継ぎがしやすくなるよう、ダイヤの調整をしてほしい。</p> <p>(2)事業者別                      関東自動車(株)への意見                      ・需要に対応するバスを運行してほしい。                      ・高齢者が継続して利用できるよう運賃を下げしてほしい。                      ・運転手の対応や運転マナーをもっと丁寧にしてほしい。                      ・交通弱者の移動手段であるため、継続した運行をお願いしたい。</p> <p>日光交通(株)への意見                      ・商業施設に行くようになってよかった。引き続き、買い物割引など実施してくれると嬉しい。                      ・高齢者等の交通弱者の移動手段となっているため、引き続き現状どおりの運行をしてもらいたい。</p>

※既存の資料において、当該地域間幹線系統に係る意見聴取が行われている場合には、当該資料を利用することも可。

## 利用者や住人意見に対してのサービス向上策について

事業者名 日光交通(株)

意見等		サービス向上策等
①	ICカードなどを使えるようにしてほしい。	ICカード導入の検討に加え、QRコード決済の導入を進める。
②	路線図、時刻表をもっとわかりやすくしてほしい。	路線図及び時刻表の記載方法について検討する。
③	乗り継ぎがしやすくなるようダイヤの調整をしてほしい。	乗り継ぎの利便性を最大限考慮したダイヤ編成を検討する。
④	商業施設での割引など続けてほしい。	沿線商業施設と連携し、割引なども含めた優待サービスを今後も検討していく。
⑤	バス停に屋根・ベンチ・風よけ等が欲しい。	自治体等とも協議し設置を検討していく。

## 利用者意見について

事業者名 日光交通(株)

実施内容	実施日	意見やアンケート結果
<p>1 利用者から直接意見聴取。 鬼怒川温泉駅バス停 (ダイヤル営業所入口前)の 乗降者意見聴取内容</p> <p>①バスに乗る際、運行時刻を どのように調べるか。 ②どんなサービスがあれば、 バスをもっと利用できるか。 ③最近の利用感想など</p>	<p>R4.4.11 ~R4.5.10</p>	<p>①・HPや電話での問い合わせ。 ②・商業施設での割引などを続けてほしい。 ・ICカードなどを使えるようにしてほしい。 ③・商業施設に行くようになって良かった。 ・商業施設での割引などはありがたい。 ・バス停に屋根やベンチがなく、悪天候の日などに不便。</p>

様式第1ー5(日本工業規格A列4番)

事業者名	日光交通株式会社	
	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
	運行計画担当部門 管理部門	専務取締役 川嶋 一修 印
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
	管理部門	主任 福田 幸大 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和2年度)

申請番号	運行系統		年間輸送実績				経常収益			経常費用 1系統当たり 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備考					
	運行系統名	キロ程 (km)	輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (円)		営業外 収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	平均賃率 (円)				平均乗車 密度 (B) (C) × (F) (G)				
																		起点	主な 経由地	終点	
1	鬼怒川線	鬼怒川温泉駅	JR今市駅	下今市駅	15.3	10.5	46,395	1.3	60,313.5	12,727,999	118,579.8	0	2,059,198	14,787,197	59.18	1.8	18.9	有	無		
合計					15.3	46,395	60,313.5	12,727,999	118,579.8	0	2,059,198	14,787,197	41,168,534	59.18	1.8	18.9	有	無			

実態調査日 令和2年 6月12日・13日・14日実施

〔記載要領〕

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前年度、基準期間の前々年度及び基準期間の前年度に係る状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。  
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1ー5の添付を省略することができる。)  
なお、様式1ー8に基づく申請については当該年度の実績については、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
  - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
  - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
  - 輸送回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とする。
  - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
  - 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
  - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
  - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の乗車走行キロを乗じたものとする。
  - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
  - 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F) と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
  - 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合及びその内容を記載すること。
  - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
  - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるもの有無について記載すること。
- (注)上記記載要領中3、以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度と読み替えるものとする。

様式第1-5(日本工業規格A列4番)

事業者名	日光交通株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部	(責任者役職・氏名) 専務取締役 川嶋 一修	印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部	(責任者役職・氏名) 主任 福田 幸大	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和2年度)

申請番号		運行系統				年間輸送実績				経常収益			経常費用 1系統当たり 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備考	
		運行系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)		運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)				(運賃改定前 適用 の平均賃率 × 日数 + の平均賃率 × 日 数) 適用 運賃改定後 の平均賃率 × 日数 + の平均賃率 × 日 数 総適用日数
1	鬼怒川線	鬼怒川温泉駅	JR今市駅	下今市駅	15.3	10.5	46,395	1.3	60,313.5	7,895,999	118,579.8	0	2,059,198	9,955,197	(59.18 × 366) / 366	59.18	11.5	有		
合計					15.3		46,395		60,313.5	7,895,999	118,579.8	0	2,059,198	9,955,197						

実態調査日 令和2年 6月12日・13日・14日実施

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度及び基準期間の前年度に係る状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。  
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)  
なお、様式1-8に基づく申請については当該年度の実績については、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
  - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
  - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもつて記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
  - 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とする。
  - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
  - 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
  - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
  - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
  - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより計算すること(銭未滿切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
  - 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と計算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
  - 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合及びその内容を記載すること。
  - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
  - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
- (注)上記、記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度と読み替えるものとする。

様式第1-5(日本工業規格A列4番)

事業者名			日光交通株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部	(責任者役職・氏名) 専務取締役	川嶋 一修	
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部	(責任者役職・氏名) 主任	福田 幸大	
印				

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

申請 番号	運行系統			年間輸送実績					経常収益				経常費用 1系統当たり 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A)× (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備考					
	運行系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)		営業外 収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	平均賃率 (F) (円)				平均乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)				
	キロ程 (km)		運行 回数 (回)		輸送人員 (人)		1人平均 乗車キロ (km)		輸送収入 (円)		実車走行 キロ (km)			運送雑収 (円)		営業外 収益 (円)				計		平均賃率 (円)		平均乗車 密度
1	鬼怒川線	鬼怒川温泉駅	JR今市駅	下今市駅	16.5	10.5	43,242	4.1	177,292.2	13,303,062	130,872.4	0	3,824,684	17,127,746	56.16	1.8	18.9	有	無					
合計					16.5		43,242		177,292.2	13,303,062	130,872.4	0	3,824,684	17,127,746										

実態調査日 令和3年6月29日・7月3日・4日実施

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。  
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)

なお、様式1-8に基づき申請については当該年度の実績については、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小敷点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小敷点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小敷点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより賃率単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と算出し、その値について、小敷点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合同様等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

(注)上記、記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前々年度、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々年度と読み替えるものとする。

様式第1-5(日本工業規格A列4番)

事業者名	日光交通株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部	(責任者役職・氏名) 専務取締役 川嶋 一修	印
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部	(責任者役職・氏名) 主任 福田 幸大	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

実態調査日 令和3年6月29日・7月3日・4日実施

申請番号	運行系統名	運行系統				年間輸送実績			経常収益				経常費用 1系統当たり 経常費用 (円)	平均乗車密度算定			輸送量 (A)× (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備考	
		起点	主な経由地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)		営業外 収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	平均賃率 (F) (円)				平均乗車 密度 (B) (G)×(F) (G)
1	鬼怒川線	鬼怒川温泉駅	JR今市駅	下今市駅	16.5	10.5	43,242	4.1	177,292.2	130,872.4	0	3,824,684	11,592,746	56.16	1.0	10.5	有			
																	無			
																		有・無		
																		有・無		
																		有・無		
合計					16.5	43,242		177,292.2	130,872.4	0	3,824,684	11,592,746	57,425,500							

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。  
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)

なお、様式1-8に基づく申請については当該年度の実績については、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合

において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と運算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定がなかった場合及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

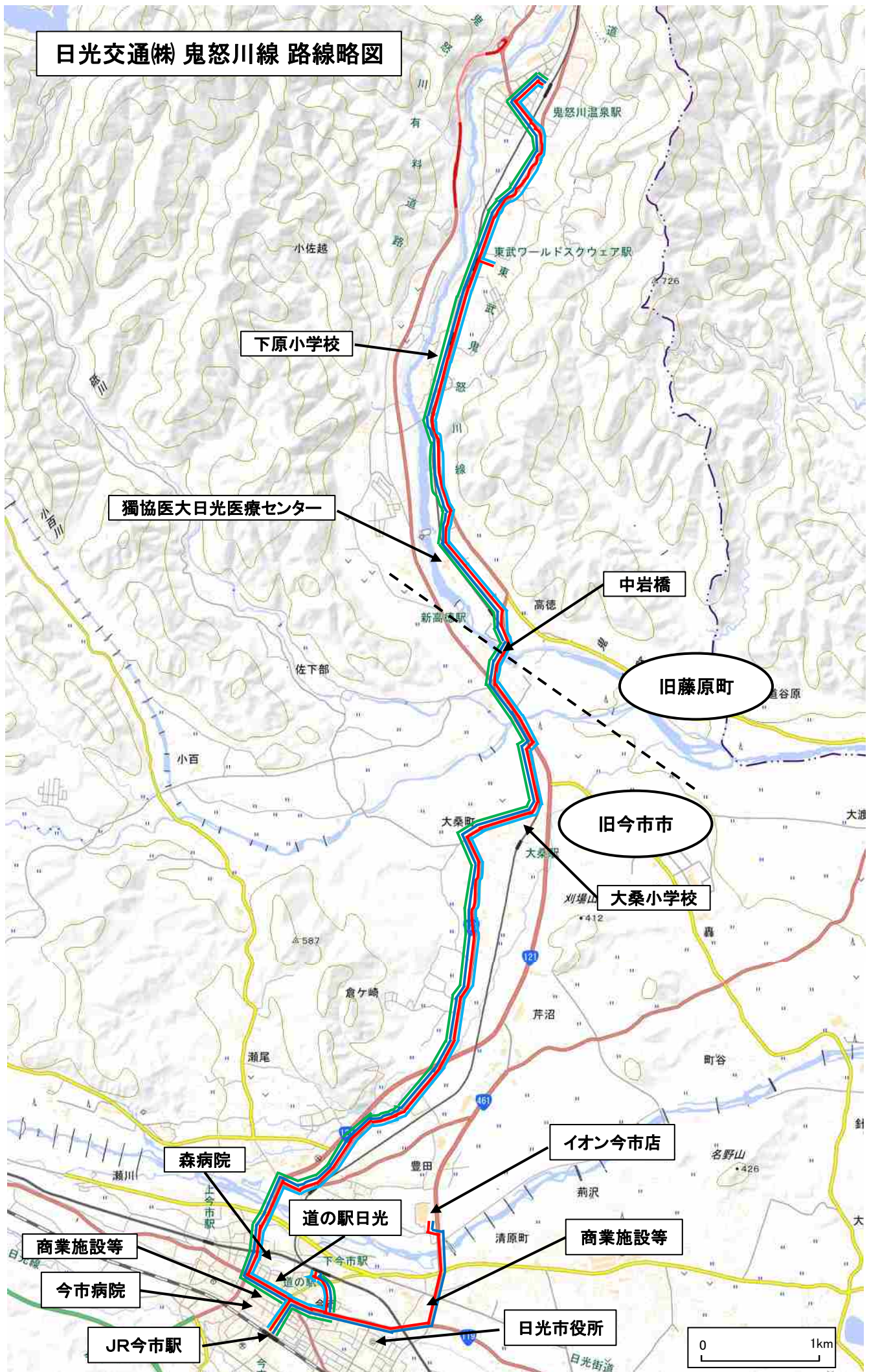
14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

(注)上記記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前々年度、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間

の前々年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとする。



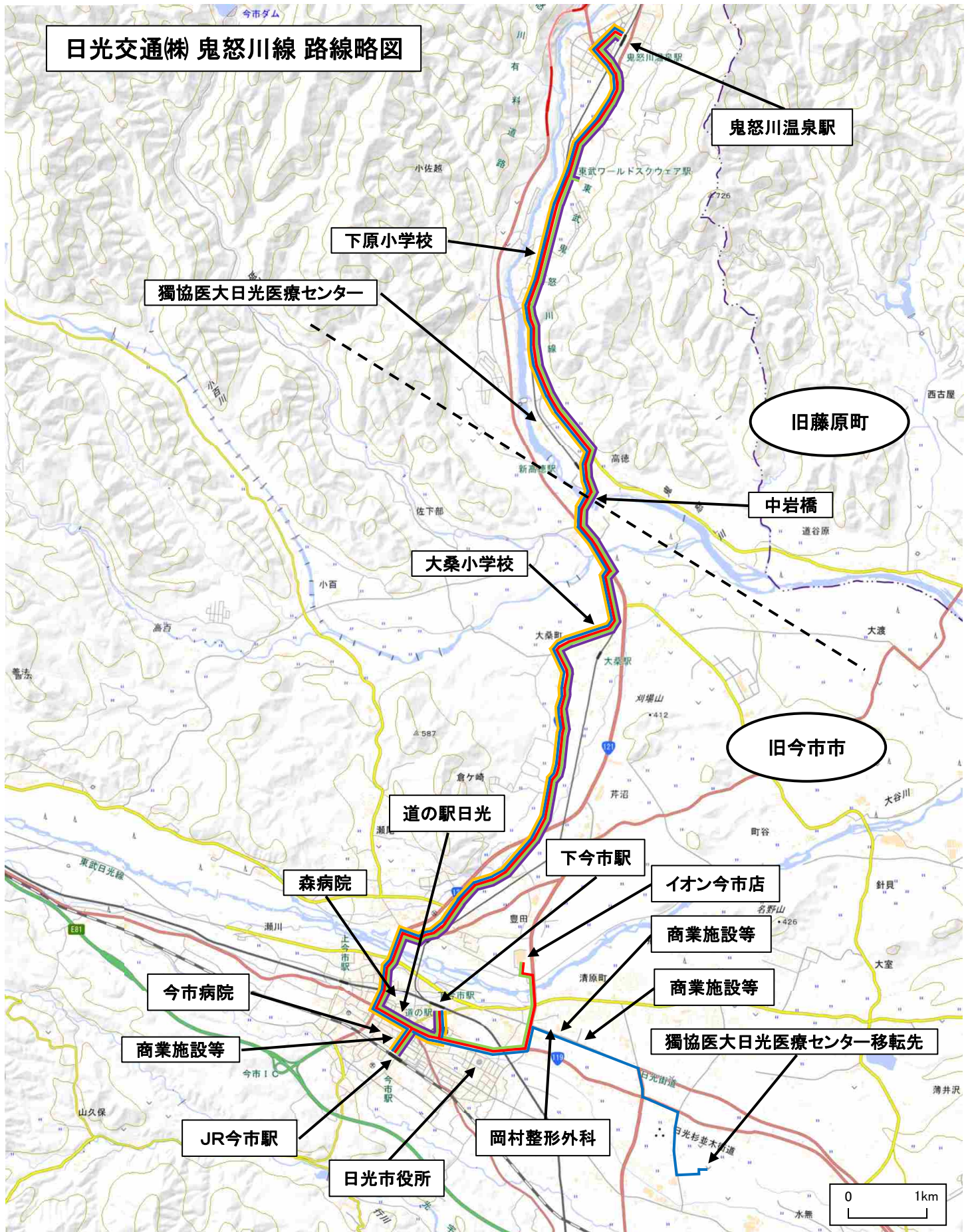
日光交通(株) 鬼怒川線 路線略図



—	【主系統】	< 鬼怒川温泉駅～東武ワールドスクウェア～下今市駅～イオン >	5.5回	17.9km	
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅 ～ 下今市駅 >	2.5回	15.1km	重複区間 15.1km (100%)
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅 ～ 下今市駅～イオン >	1.5回	17.5km	重複区間 17.5km (100%)
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅～東武ワールドスクウェア～下今市駅 >	1.0回	15.5km	重複区間 15.5km (100%)



# 日光交通(株) 鬼怒川線 路線略図



—	【主系統】	< 鬼怒川温泉駅	～	下今市駅～イオン>	6.4回	17.5km		
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅～東武ワールドスクウェア～下今市駅～イオン>			1.4回	17.9km	重複区間	17.5km (98%)
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅	～	下今市駅>	1.4回	15.1km	重複区間	15.1km (100%)
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅	～	下今市駅～日光医療センター>	1.0回	19.9km	重複区間	17.5km (88%)
—	【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅～東武ワールドスクウェア～下今市駅>			0.2回	15.5km	重複区間	15.1km (97%)